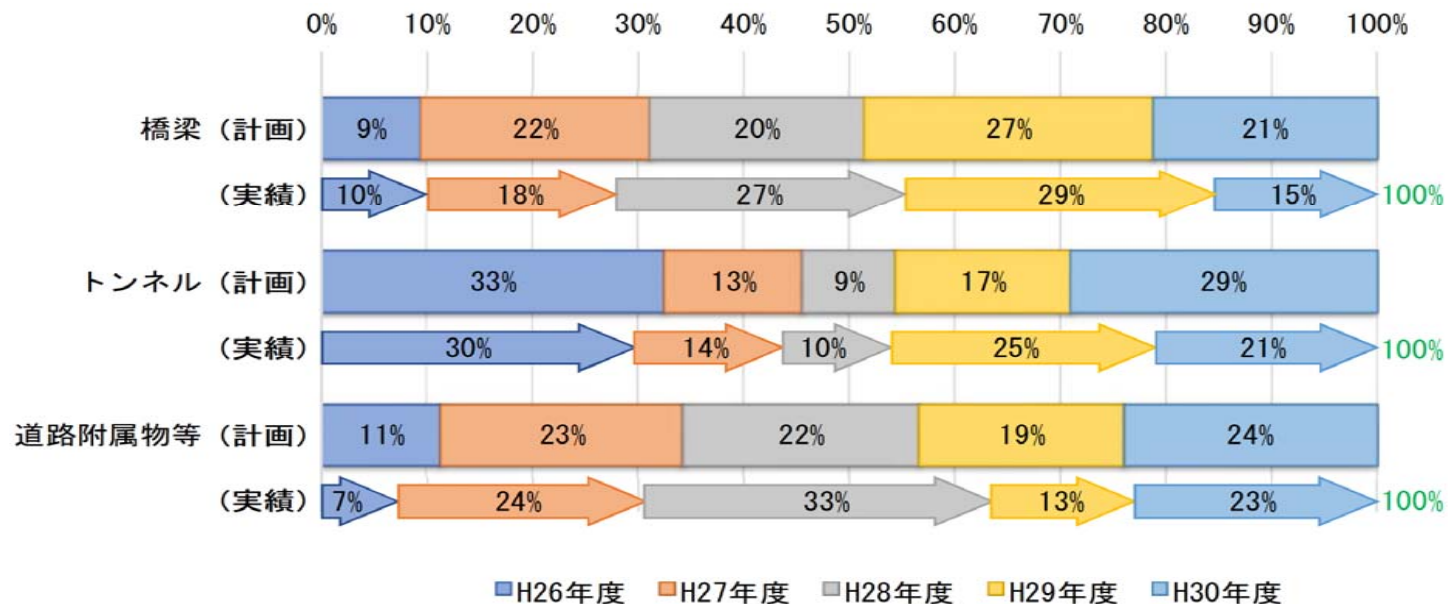


京都府内の平成30年度点検速報

資料2

- 平成26年7月の省令施行を踏まえ、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について5年に1回の近接目視による点検計画を策定。平成26年度～平成30年度までの点検実施率は橋梁、トンネル、道路附属物等ともに100%となっている。
- 第三者被害の予防並びに路線の重要性の観点から、最優先で点検を推進する橋梁を規定。

＜過去5年間の点検計画と点検実施状況＞



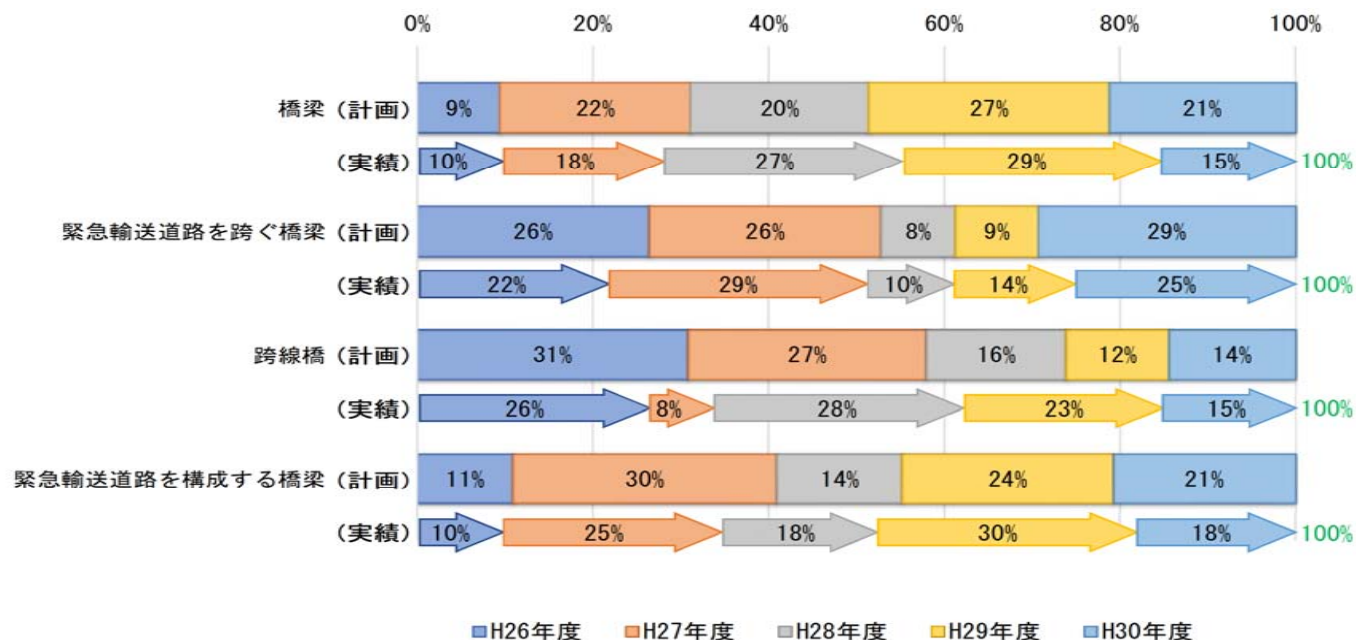
道路施設	点検実施数	各年度点検実施数					点検実施率
		H26	H27	H28	H29	H30	
橋梁	13,280	1,294	2,442	3,609	3,909	2,026	100%
トンネル	183	54	26	19	46	38	100%
道路附属物等	574	41	135	189	77	132	100%

京都府内の平成30年度点検速報

資料2

- 最優先で点検すべき橋梁の点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋、緊急輸送道路を構成する橋梁ともに100%となっている。
- 跨線橋の点検には、鉄道事業者との協議や調整に時間を要するなどの課題が存在するが、全ての鉄道事業者と点検を実施することが出来ている。

＜最優先で点検すべき橋梁の過去5年間の点検計画と点検実施状況＞



道路施設	点検実施数	各年度点検実施数					点検実施率
		H26	H27	H28	H29	H30	
橋梁	13,280	1,294	2,442	3,609	3,909	2,026	100%
緊急輸送道路を跨ぐ橋梁	228	50	67	22	32	57	100%
跨線橋	186	49	14	53	42	28	100%
緊急輸送道路を構成する橋梁	1,946	190	489	341	577	349	100%

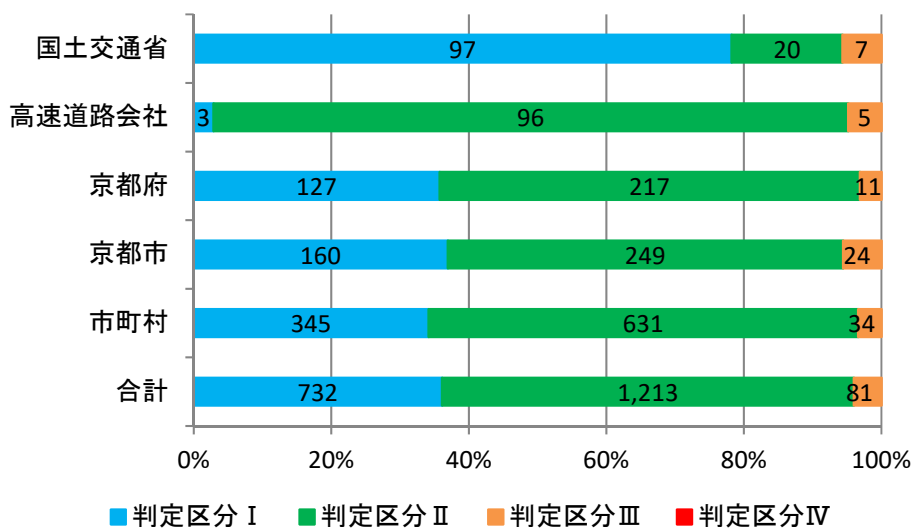
京都府内の平成30年度点検速報(橋梁)

資料2

○平成30年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0橋（0%）、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は81橋（4.0%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は1,213橋（59.8%）。

<平成30年度管理者別点検速報（橋梁）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳				判定区分内訳(%)			
			I	II	III	IV	I	II	III	IV
国土交通省	695	124	97	20	7	0	78.2%	16.1%	5.6%	0.0%
高速道路会社	520	104	3	96	5	0	2.9%	92.3%	4.8%	0.0%
京都府	2,268	355	127	217	11	0	35.8%	61.1%	3.1%	0.0%
京都市	2,909	433	160	249	24	0	37.0%	57.5%	5.5%	0.0%
市町村	6,965	1,010	345	631	34	0	34.2%	62.5%	3.4%	0.00%
合計	13,357	2,026	732	1,213	81	0	36.1%	59.9%	4.0%	0.00%



※H31.6末現在、管理施設数はH30年度末施設数。
 ※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。
 ※管理施設数と点検実施数は新設・廃止・移管などがあるため、数量は合わない場合があります。

橋梁の判定区分の評価

判定Ⅰ：国が約8割、府・市町村は3～4割に対して、高速道路会社0.3割と健全度が低い。
 判定Ⅱ：高速道路会社は約9割、府・市町村は約6割が予防保全段階となっている。
 判定Ⅲ：国・高速道路会社・府・市町村共に0.3～0.6割が早期に講ずべき段階となっている。
 判定Ⅳ：無し。

京都府内の平成30年度点検速報(トンネル)

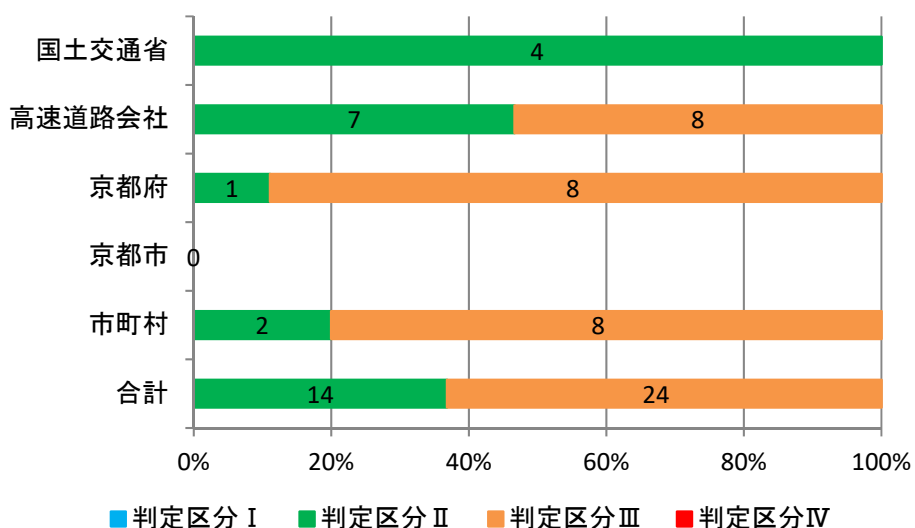
資料2

○ 平成30年度においては、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0本（0%）で該当なく、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は24本（63.2%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は14本（36.8%）。

<平成30年度管理者別点検速報（トンネル）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	10	4	0	4	0	0
高速道路会社	44	15	0	7	8	0
京都府	88	9	0	1	8	0
京都市	19	0	0	0	0	0
市町村	22	10	0	2	8	0
合計	183	38	0	14	24	0

判定区分内訳(%)			
I	II	III	IV
0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
0.0%	46.7%	53.3%	0.0%
0.0%	11.1%	88.9%	0.0%
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
0.0%	20.0%	80.0%	0.0%
0.0%	36.8%	63.2%	0.0%



※H31.6末現在、管理施設数はH30年度末施設数。
 ※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。
 ※管理施設数と点検実施数は新設・廃止・移管などがあるため、数量は合わない場合があります。

トンネルの判定区分の評価

判定Ⅰ：無し。
 判定Ⅱ：国が10割、高速道路会社の約5割が、予防保全段階となっている。
 判定Ⅲ：京都府の約9割、市町村の8割が早期に講ずべき段階となっている。
 判定Ⅳ：無し。

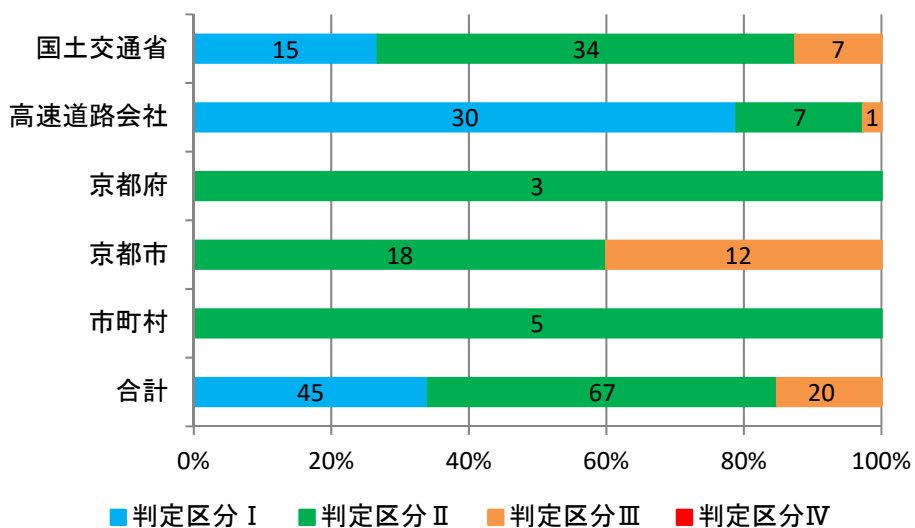
京都府内の平成30年度点検速報(道路附属物等)

資料2

○ 平成30年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）が0基（0%）で該当なく、また判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は20基（15.2%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は67基（50.8%）。

<平成30年度管理者別点検速報（道路附属物等）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳				判定区分内訳(%)			
			I	II	III	IV	I	II	III	IV
国土交通省	186	56	15	34	7	0	26.8%	60.7%	12.5%	0.0%
高速道路会社	237	38	30	7	1	0	78.9%	18.4%	2.6%	0.0%
京都府	98	3	0	3	0	0	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
京都市	54	30	0	18	12	0	0.0%	60.0%	40.0%	0.0%
市町村	12	5	0	5	0	0	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
合計	587	132	45	67	20	0	34.1%	50.8%	15.2%	0.0%



※H31.6末現在、管理施設数はH30年度末施設数。
 ※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。
 ※管理施設数と点検実施数は新設・廃止・移管などがあるため、数量は合わない場合があります。

道路附属物等の判定区分の評価

判定Ⅰ：国が2.7割程度、高速道路会社が8割程度。
 判定Ⅱ：国・京都市が6割、高速道路会社2割、京都府・市町村のすべてが予防保全段階となっている。
 判定Ⅲ：京都市の4割が、早期に講ずべき段階となっており健全度が低い。
 判定Ⅳ：無し。

京都府内の平成30年度点検速報(優先すべき橋梁)

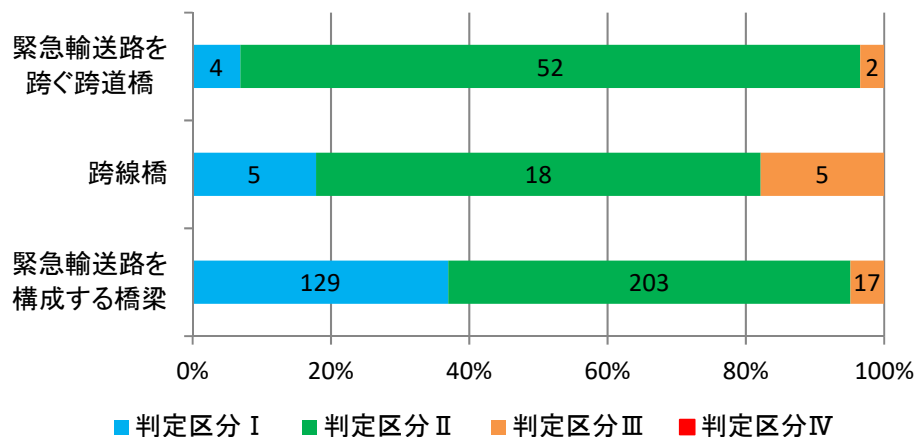
資料2

○平成30年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は0橋（0.0%）、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は24橋（5.5%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は273橋（62.8%）。

<平成30年度点検速報（優先すべき橋梁）>

道路施設	管理施設数	点検実施数	判定区分				判定区分内訳(%)			
			I	II	III	IV	I	II	III	IV
緊急輸送路を跨ぐ跨道橋	235	58	4	52	2	0	6.9%	89.7%	3.4%	0.0%
跨線橋	186	28	5	18	5	0	17.9%	64.3%	17.9%	0.0%
緊急輸送路を構成する橋梁	1,973	349	129	203	17	0	37.0%	58.2%	4.9%	0.0%
合計	2,394	435	138	273	24	0	31.7%	62.8%	5.5%	0.0%

※H31.6末現在、管理施設数はH30年度末施設数。
 ※点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。
 ※管理施設数と点検実施数は新設・廃止・移管などがあるため、数量は合わない場合があります。



優先すべき橋梁の判定区分の評価

判定Ⅰ：緊急輸送路を跨ぐ跨道橋が0.7割、跨線橋が1.8割、緊急輸送を構成する橋梁が3.7割程度。
 判定Ⅱ：緊急輸送路を跨ぐ跨道橋が9割、跨線橋・緊急輸送を構成する橋梁が6割程度。
 判定Ⅲ：緊急輸送路を跨ぐ跨道橋・緊急輸送を構成する橋梁が1割未満、跨線橋が2割程度。
 判定Ⅳ：無し。